

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正 期末手当について

(1) 令和 2 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.25 月分とすること。

イ 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員

（再任用職員を除く。）（以下「管理・監督職員」という。）

期末手当の支給割合を 1.05 月分とすること。

ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

期末手当の支給割合を 0.65 月分とすること。

(2) 令和 3 年度以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ

1.275 月分とすること。

イ 管理・監督職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当について

(1) 令和2年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。